

# 学校法人千葉敬愛学園 規程集

[トップページに戻る](#)

[最上位](#) > [第7編 附置機関](#)

## 敬愛大学地域連携センター規程

平成29年3月16日 制定

最終改正 平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、敬愛大学地域連携センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関する事項について定める。

(目的)

第2条 センターは、敬愛大学の地域連携、地域貢献の総合窓口として、地域社会、行政、企業との連携を深め、地域の発展に寄与するとともに、本学の教育研究機能の充実を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 産学官連携及び地域・社会貢献に関する事項
- (2) 生涯学習・公開講座に関する事項
- (3) 地域行事・ボランティア活動等の情報統括に関する事項
- (4) 地域連携に関わる大学内の連絡調整および窓口業務に関する事項

(組織)

第4条 センターにセンター長及び事務職員を置く。

- 2 センター長は、学長の命を受けセンターの業務を統括する。
- 3 センター長は、学長の指名に基づき、理事長が任命する。
- 4 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 センター長が任期中に欠員となったときの後任の任期は、その残任期間とする。

(事務所管)

第5条 この規程に関する事務は、センター事務室が所管する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て決定する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。